

# 福井県報

第 213 号  
令和 4 年  
9月13日 (火)  
火曜日発行

## 告示

### 目次

○生活保護法の規定による指定介護機関の指定(三六三・地域福祉課)……………一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定  
自立支援医療機関の変更(三六四・障がい福祉課)……………二

○指定納付受託者の指定(三六五、三六六・定住交流課)……………二

○ふるさと貢献に係る寄付金の収納事務委託(三六七・同)……………三

○道路の区域の変更(三六八)三七一・道路保全課)……………三

○道路の供用の開始(三七二)三七四・同)……………四

## 公告

○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(産業政策課)……………五

○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(同)……………六

○県営土地改良事業の工事の完了(丹南農林総合事務所)……………七

○公共測量の実施(土木管理課)……………七

○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件・都市計画課)……………七

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(警察本部会計課)……………七

○選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(一一一)……………八

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(一一二)……………八

○政治団体の解散の届出(一一三)……………九

○資金管理団体でなくなった旨の届出(一一四)……………九

## 告示

福井県告示第363号  
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定介護機関を指定したので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	介護機関名称	介護機関住所	申請（開設）者	指定年月日
1892100031	小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護	美浜町社会福祉協議会 弥右エ門 さん家	福井県三方郡美浜町山上61-7	社会福祉法人 美浜町社会福祉協議会 会長 乙見 康夫	令和4年7月20日
1810314771	介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導	一般財団法人 今立中央病院	福井県越前市栗田部町33-1	一般財団法人 今立中央病院 理事長 法幸 大刀雄	令和4年9月1日

#### 福井県告示第364号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の指定の変更の届出があったので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

訪問看護ステーション

担当する自立支援医療の種類	変更内容	名称	所在地	新	旧
精神通院医療	訪問看護ステーション所在地	訪問看護ステーションゆい	福井市舟橋1丁目304	福井市舟橋1丁目304	福井市高木1丁目315 高木1番館E棟202

#### 福井県告示第365号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

- 指定納付受託者の名称および住所  
S Bペイメントサービス株式会社  
東京都港区海岸1丁目7番1号
- 指定した日  
令和4年9月13日

#### 福井県告示第366号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定納付受託者の名称および住所  
Pay Pay 株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定した日  
令和4年9月13日

## 福井県告示第367号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、ふるさと貢献に係る寄付金の収納の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所  
株式会社さとふる
- 2 委託事務の内容  
インターネット等を利用して納付するさと貢献に係る寄付金歳入
- 3 委託期間  
令和4年9月13日から令和5年3月31日まで
- 4 収納の方法  
クレジットカードまたはコンビニ支払、キャリア決済、電子マネーによる。

## 福井県告示第368号

一般国道365号および一般国道476号の下記区間において、迂回路の設置に伴い、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和4年9月13日から20日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
				10.0	195.0
		新	南条郡南越前町合波25字早稲田118番から南条郡南越前町合波25字早		

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
一般国道	365号				
		新	南条郡南越前町合波27字西上川原6番4地先から南条郡南越前町合波27字西上川原25番4まで	17.0	172.0
		旧	南条郡南越前町合波27字西上川原6番4地先から南条郡南越前町合波27字西上川原25番4まで	17.0	172.0

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
一般国道	476号				
		新	南条郡南越前町合波27字西上川原6番4地先から南条郡南越前町合波27字西上川原25番4まで	17.0	172.0
		旧	南条郡南越前町合波27字西上川原6番4地先から南条郡南越前町合波27字西上川原25番4まで	17.0	172.0

## 福井県告示第369号

一般県道青野鱒江線の下記区間において、歩道整備工事の竣工に伴い、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鱒江丹生土木部において、令和4年9月13日から20日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道	青野鯖江線	新	鯖江市田村町14字 大工田8番2から	13.8	33.5
			鯖江市田村町14字 大工田6番2まで	14.5	
一般県道	鯖江線	旧	鯖江市田村町14字 大工田8番2から	12.9	33.5
			鯖江市田村町14字 大工田6番2まで	13.6	

## 福井県告示第370号

一般県道今庄杉津線の下記区間において、迂回路の設置に伴い、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和4年9月13日から20日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道	今庄杉津線	新	南条郡南越前町新道64字日 舞谷口21番6から	3.5	660.0
			南条郡南越前町新道62字賑 テ1番1まで	5.5	
			南条郡南越前町新道64字日 舞谷口21番6から	6.0	
一般県道	今庄杉津線	新	南条郡南越前町新道62字賑 テ1番2まで	22.2	603.0
			南条郡南越前町新道64字日 舞谷口21番6から	6.0	
			南条郡南越前町新道62字賑 テ1番2まで	22.2	

一般県道常神三方線の下記区間において、道路拡幅工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および敦賀土木事務所において、令和4年9月13日から20日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	常神三方線	三方上中郡若狭町常神8 号下之山3番8から 三方上中郡若狭町常神1 0号深山6番1まで	令和4年 9月13日

## 福井県告示第372号

一般国道365号および一般国道476号の下記区間において、迂回路の設置に伴い、道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和4年9月13日から20日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	365号	南条郡南越前町合波25 字早稲田118番から 南条郡南越前町合波25 字早稲田118番まで	令和4年 9月13日

道路種類	路線名	供用開始の期間	供用開始の期日
一般国道	476号	南条郡南越前町合波25 字早稲田118番から 南条郡南越前町合波25 字早稲田118番まで	令和4年 9月13日

#### 福井県告示第373号

一般県道青野鯖江線の下記区間において、歩道整備工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、令和4年9月13日から20日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の期間	供用開始の期日
一般県道	青野鯖江線	鯖江市田村町14字大工 田8番2から 鯖江市田村町14字大工 田6番2まで	令和4年 9月13日

#### 福井県告示第374号

一般県道今庄杉津線の下記区間において、迂回路の設置に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和4年9月13日から20日間一般の縦覧に供する。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の期間	供用開始の期日
一般県道	今庄杉津線	南条郡南越前町新道64 字日舞谷口21番6から 南条郡南越前町新道62 字暇テ1番1まで	令和4年 9月13日

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

- 大規模小売店舗の名称および所在地  
ブラックコスモス水落店  
福井県鯖江市水落町二丁目3101番 外13筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横山 英昭  
福井県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横山 英昭  
福井県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年4月26日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,395㎡
- 駐車場の収容台数 57台
- 駐輪場の収容台数 10台

- 8 荷さばき施設の面積 40㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 11.2㎡
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後9時45分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 14 届出のあった日  
令和4年8月25日
- 15 届出の縦覧場所  
(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部産業政策課  
(2) 福井県鯖江市西山町13番1号  
鯖江市産業環境部商工観光課
- 16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯  
(1) 縦覧期間  
公告の日から4週間  
(2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 17 意見書の提出先  
福井県福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部産業政策課
- 
- 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。
- なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。
- 令和4年9月13日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
ドン・キホーテ福井大和田店

- 福井県福井市大和田町12字町佐1番1の一部、1番2、2番、3番、4番の一部、6番の一部、7番の一部、8番の一部
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
みずほ信託銀行株式会社  
代表取締役 梅田 圭  
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社ドン・キホーテ  
代表取締役 安田 隆夫  
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号  
(変更後)  
株式会社ドン・キホーテ  
代表取締役 吉田 直樹  
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
- 4 変更の年月日  
令和元年9月25日
- 5 変更する理由  
小売業者の代表者を変更したため
- 6 届出のあった日  
令和4年4月5日
- 7 届出の縦覧場所  
(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部産業政策課  
(2) 福井県福井市手寄一丁目4番1号  
福井市商工労働部商工振興課
- 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯  
(1) 縦覧期間  
公告の日から4週間  
(2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 9 意見書の提出先  
福井県福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部産業政策課

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名  
熊田・荒子地区
- 2 土地改良事業の名称  
農業用排水施設（基幹水利施設ストックマネジメント）事業
- 3 工事完了年月日  
令和3年6月25日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和4年8月26日に若狭町より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称  
若狭町
- 2 作業の種類  
公共測量（航空写真撮影）
- 3 作業の期間  
令和4年10月1日から令和5年3月24日まで
- 4 作業の地域  
若狭町全域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、鯖江市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 都市計画の種類および名称  
(1) 種類  
丹南都市計画ごみ焼却場  
(2) 名称

#### 鯖江ごみ焼却場

#### 2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、鯖江市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 都市計画の種類および名称  
(1) 種類  
丹南都市計画汚物処理場  
(2) 名称  
鯖江衛生処理場
- 2 縦覧場所  
福井市大手3丁目17番1号  
福井県土木部都市計画課

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年9月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
運転免許証作成機等の改修
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県警察本部警務部会計課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年7月29日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所  
株式会社DNPAイデアーステム  
東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額  
63,250,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

## 選挙管理委員会告示

### 福井県選挙管理委員会告示第111号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年9月13日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和4年8月5日	高田としひろ後援会	高田 稔浩	高田 貞美	福井市花堂南1-3-24

### 福井県選挙管理委員会告示第112号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年9月13日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和4年6月28日	日本とふくいの新生フォーラム	西谷 文仁	主たる事務所 の所在地	福井市松本4-11-7	福井市春山2-3-16
令和4年6月28日	竜三とともに日本 の未来をつくる会	西谷 文仁	代表者 主たる事務所 の所在地	西谷 文仁 福井市松本4-11-7	笹木 竜三 福井市春山2-3-16

令和4年7月11日	山田賢一後援会	石塚 博英	代表者 主たる事務所の所在地	西谷 文仁	笹木 竜三
令和4年7月22日	参政党福井支部	松田 知世	政治団体の区分	越前市堀川町2-1-4 政党の支部	越前市蓬萊町5-7 その他の政治団体
令和4年8月11日	杉本達治後援会連合会	清川 忠	会計責任者	欠戸 郁子	関口 忍
令和4年8月11日	ふくいに新しい風を吹き込む会	杉本 達治	会計責任者	欠戸 郁子	関口 忍
令和4年8月11日	さかい秀和を育てる会	伊藤 博夫	代表者 会計責任者	伊藤 博夫 加藤 浩正	酒井 英俊 小林 孝文

## 福井県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年9月13日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和4年6月28日	日本とふくいの新生フォーラム	西谷 文仁
令和4年6月28日	竜三とともに日本の未来をつくる会	西谷 文仁

## 福井県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年9月13日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
笹木 竜三	日本とふくいの新生フォーラム	令和4年6月28日

令和四年九月十三日発

行

発行人

〒910-1858

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県